

茨城県道路ボランティア団体支援制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県が管理する道路（以下「県管理道路」という。）において地域にふさわしい道づくりを進めることを目的に、美化活動等のボランティア活動を行う団体（以下「団体」という。）を支援する茨城県道路ボランティア団体支援制度の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(団体・市町村及び県の協力)

第2条 本制度は、団体、当該道路区間の存する市町村長（以下「市町村長」という。）及び団体が活動する道路区間を管理する土木事務所、工事事務所又は工務所の長（以下「所長」という。）の3者で協力して進めるものとする。

(団体の資格)

第3条 県管理道路においてボランティア活動を行うことを希望する団体は、市町村長又は所長に茨城県道路ボランティア団体認定申込書（様式1）、構成員名簿（様式2）及び年間活動予定表（様式3）を提出するものとする。

2 茨城県道路ボランティア団体認定申込書を提出できる団体は、県管理道路において清掃美化活動等のボランティア活動を行い、又は行おうとする自治会等の地域住民団体又は企業及びその従業員の団体とする。

(団体の認定及び協定の締結)

第4条 団体から茨城県道路ボランティア団体認定申込書を受理した所長は、市町村長に意見を聞き、審査のうえ茨城県道路ボランティア団体として認定するものとする。

2 団体から茨城県道路ボランティア団体認定申込書を受理した市町村長は、意見を付してそれを所長に送付するものとし、所長は審査のうえ茨城県道路ボランティア団体として認証するものとする。

3 所長は、茨城県道路ボランティア団体として認定した団体があるときは、団体及び市町村長と速やかに協定書（様式4）を締結するものとする。

4 所長は協定が締結されたときは、茨城県道路ボランティア団体認定証（様式5）を交付するものとする。

(協定の対象区間)

第5条 協定の対象となる区間は、50メートル以上とし、改良済区間若しくは歩道設置済区間又は緑地帯のある区間とする。

2 中心市街地等の活動で、前項の規定区間をとることが困難な特別の事由がある場合については、別途所長と協議し、所長が認定した区間とする。

(団体への支援)

第6条 所長は、団体に対し、予算の範囲内において次の各号に掲げる活動の支援を行うものとする。

(1) 所長は団体の希望により、団体の名称等を記載した表示板を対象区間の道路管理上支障のない位置に2基設置するものとする。但し、対象区間が1,000メートルに満たない場合は1基とし、3,000メートルを越える場合は、2基を限度に追加設置できるものとする。

(2) 所長は、活動に必要な次に掲げる種類の用具を支給又は貸与する。

区分	用具の種類
支給する用具	軍手、ごみ袋等繰り返し使用できない用具。
貸与する用具	刈払機、竹ぼうき等繰り返し使用できる用具。

(3) 所長は、団体の保険への加入費用を負担する。

(発展性の検討)

第7条 所長は、団体や市町村との意見交換を行う場を設けるなどして、当該制度の改善について検討する。

付 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和2年11月1日から施行する。

付 則

- 1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要項による改正前の茨城県道路里親制度実施要項の規定によりなされた申請その他の手続は、この要項の各相当規定に基づいてなされた申請その他の手続とみなす。